

議案第4号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月2日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）の施行に伴い、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引上げ、当該保険税の減額に係る所得金額の基準の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第11条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年富津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、附則第15項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。